

石巻市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年11月24日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

- 1 監査対象部課等 福祉部  
福祉総務課、生活再建支援課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、市民相談センター、虐待防止センター及び福祉部所管の行政機関
- 2 監査対象範囲 平成27年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(平成27年8月31日現在)
- 3 監査期間 平成27年10月13日から同年11月24日まで
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成27年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。  
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

## 指 摘 事 項

平成24年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部局	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
子育て支援課	契 約 事 務	浄化槽・汚水処理施設維持管理業務委託契約について  各施設浄化槽・汚水処理施設維持管理清掃業務委託において、浄化槽の保守点検業務と清掃業務をあわせて委託しているが、浄化槽法により、保守点検は登録業者に、浄化槽清掃は許可業者に委託することとされているので、それぞれの登録業者又は許可業者に委託するなど適正に処理すること。